

速度取締り指針

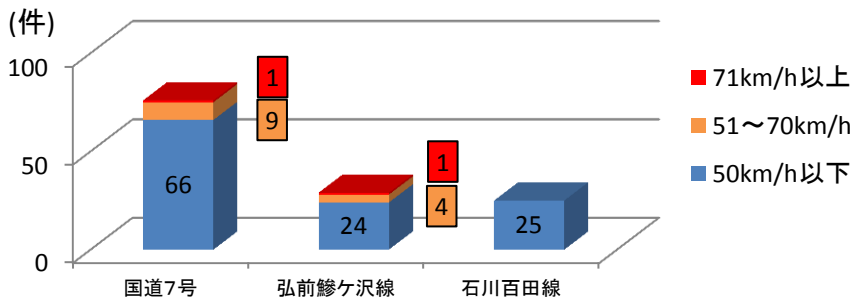
弘前警察署の速度取締り重点

重点路線	区域	規制速度
国道7号	主に常盤、藤崎、石川駐在所地区	60km/h
主要地方道弘前鯉ヶ沢線	主に藤代・高杉駐在所地区	40・50・60km/h
県道石川百田線	主に南・石川駐在所地区	40・50km/h

★ 重点路線以外の場所であっても、取締りを実施することがあります。

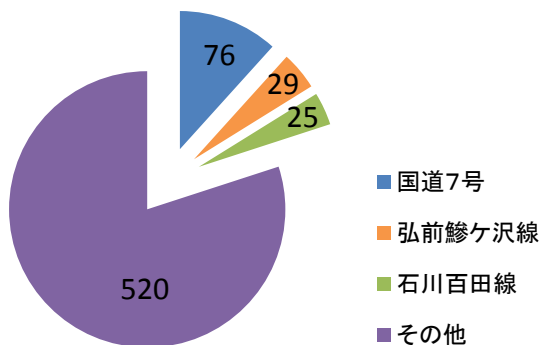
弘前警察署管内における交通事故実態(過去3年・7月～12月分)

危険認知速度



※危険認知速度とは、運転者が相手を認め危険を感じたときの速度で、高速度になるほど重大事故の発生率が高くなります。

路線別での事故発生件数



過去3年間の7月～12月の人身事故

死亡事故8件、重傷事故52件を含む650件の人身交通事故が発生しています。

路線別では、国道7号76件、主要地方道弘前鯉ヶ沢線29件、県道石川百田線25件の人身交通事故が発生しています。

弘前警察署の管内で発生した人身交通事故のうち、

約20.3%

が重点路線としている3路線で発生しています。

その他の交通指導取締り要点

- ▼ 交通事故の発生が多い地区での交差点関連(一時不停止・信号無視等)の取締り、携帯電話、シートベルト等の取締りと並行し、自転車等に対する交通ルールの遵守指導を強化します。
- ▼ 通学路における違反のほか、飲酒運転や無免許運転等の悪質・危険な違反は重大事故を起こす危険性が高いため、取締りを強化します。
- ▼ 取締り活動と並行し、交通事故の発生状況を踏まえて、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動も実施します。